

(第一類 第二号)

第二十三回国会
衆議院

内閣委員會議録 第三号

(六二)

昭和三十年十二月九日(金曜日)
午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 山本 桑吉君

理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 山本 正一君 理事 田原 春次君

理事 森 三樹二君

大坪 保雄君 大村 清一君

北 吟吉君 小金 義照君

辻 政信君 末次 徳二君

福井 順一君 眞崎 勝次君

横井 太郎君 栗山 博君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

下川儀太郎君 鈴木 義男君

中村 高一君 矢尾喜三郎君

渡邊 惣藏君

出席國務大臣 河野 一郎君

出席政府委員

行政管理政務次官 宇都宮徳馬君

自治政務次官 早川 崇君

委員外の出席者

總理府事務官

(内閣總理大臣

官房公務員制度

調査室長)

總理府事務官

(自治庁行政部長)

専門員 安倍 三郎君

十二月五日

委員長宮澤胤男君委員長辭任につ

き、その補欠として山本桑吉君が議

長の指名で委員長に選任された。

同月七日

委員田中正巳君辭任につき、その補

欠として横井太郎君が議長の指名で
委員に選任された。

同月九日

理事高橋順一君委員辭任につき、そ

の補欠として山本正一君が理事に当

選した。

同日

理事辻政信君及び床次徳二君理事辭

任につき、その補欠として大平正芳

君及び保科善四郎君が理事に当選し

た。

十二月七日

行政管理庁設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三号)(予)

同月八日

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

七号)

同月五日

金鵄勲章年金復活に関する請願(植

木庚子郎君紹介)(第一号)

教職員の給与改訂に関する請願(關

谷勝利君紹介)(第三六号)

同(小平忠君紹介)(第四四号)

同(佐竹晴記君紹介)(第四五号)

同(松浦東介君紹介)(第六五号)

恩給法の一部改正に関する請願(世

耕弘一君紹介)(第四一五号)

日露戦役殊勲者年金復活に関する請

願(前尾繁三郎君紹介)(第四三三号)

京都府亀岡市の地域給指定に関する

請願(前尾繁三郎君紹介)(第六三三

号)

岡山県津山市の地域給引上げの請願

(小枝一雄君紹介)(第九三三号)

元満州国日本人官吏に恩給法適用に

関する請願外一件(愛知毅一君紹介)

(第六四号)

国家公務員に対する寒冷地手当及び

石炭手当の支給に関する法律の一部

改正に関する請願(鈴木周次郎君紹

介)(第九四号)

同月七日

兵庫県滝野町の地域給引上げの請願

(田中武夫君紹介)(第一二二二号)

同(西ヶ久保重光君紹介)(第一二三

号)

同(石橋政嗣君紹介)(第一二四号)

京都府精華町外五箇町村の地域給引

上げの請願(柳田秀一君紹介)(第一

五五五号)

自衛隊の行軍に伴う損害補償に関す

る請願(高木松吉君紹介)(第一一五

号)

旧海軍特務士官並びに准士官の処遇

改善に関する請願(保科善四郎君紹

介)(第一一六号)

同(眞崎勝次君紹介)(第一一七号)

元満州国日本人官吏に恩給法適用に

関する請願外二件(竹谷源太郎君紹

介)(第一一八号)

同外四件(保科善四郎君紹介)(第一

一九号)

同外一件(菊地善之輔君紹介)(第一

二〇号)

同外二件(佐々木三三三君紹介)(第

二二二号)

京都府和束町外二箇町村の地域給指定

に関する請願(柳田秀一君紹介)(第

京都府相楽郡の地域給指定等に関す

る請願(柳田秀一君紹介)(第一五六

号)

兵庫県今田村の地域給指定に関する

請願(有田喜一君紹介)(第一五七号)

駐留軍労働者に年末手当支給に関す

る請願(吉川兼光君紹介)(第一六九

号)

駐留軍労働者に対する新労働基本契

約実施に関する請願(吉川兼光君紹

介)(第一七〇号)

駐留軍労働者に特別退職手当支給に

関する請願(吉川兼光君紹介)(第一

七一七号)

同(審査を本委員会に付託された。

同月六日

旧海軍特務士官並びに准士官の処遇

改善に関する陳情書外一件(東京都

渋谷区代々木上原町千九十八番地浅

野西蔵外十一名)(第一号)

退職公務員の救済に関する陳情書

(岡山市桑野百三十六番地小川喜介)

(第二号)

文官恩給の不均衡調整に関する陳情

書(広島県世羅郡甲山町日本退職公

務員連盟世羅郡支部長矢吹喜幹外百

十三名)(第三号)

元沖繩県吏員に恩給法適用の陳情書

(那覇市八区十一班嘉手納並水外十

四名)(第四号)

内浦湾における陸上自衛隊の対空射

撃演習場使用計画中止に関する陳情

書(北海道議会議員荒啓夫)(第五号)

国有鉄道等公社職員の手当制度

青森県下に薪炭手当支給に関する陳

情書(青森県上北郡野辺地町議会議

長沖津手助)(第八号)

地域給改訂に関する陳情書(京都府

町村会長堀利助)(第九号)

兵庫縣今田村の地域給指定に関する

陳情書(兵庫縣多紀郡今田村長森野

秀治外八名)(第一〇号)

新潟飛行場の拡張反対に関する陳情

書外三件(新潟縣東蒲原郡鹿谷村

議會議長渡辺文丸外三名)(第三六

号)

千葉県にオネストジョン試射場設置

反対に関する陳情書外三件(千葉縣

議會議長土屋留治外三名)(第三八

号)

原子ロケット砲の東富士演習場持込

み反対に関する陳情書(静岡県議會

議長友喜作)(第三九号)

伊丹飛行場拡張反対に関する陳情書

(吹田市議會議長沢木源助)(第七〇

号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

行政管理庁設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三号)(予)

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

七号)

○山本委員長 これより會議を開きま

す。

まず一言ごあいさつを申し上げます。

このたび私が内閣委員会における委員

長の重責をになうことに相なりました

が、浅学非才全くしうとであります

ので、皆様方の御指導、御鞭撻によりまして、大過なく過ごしたい、かように存しておる次第でございます。皆様方の御支援をお願い申し上げる次第でございます。

一言、あいさつを申し上げた次第でございます。

○山本委員長 お諮りいたします。辻政信君及び床次徳二君より理事辞任の申し出がありますので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議がなければさよう決します。

なお去る一日、理事高橋禎一君委員辞任につき、理事が三名欠員となっておりまして、その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議がなければさよう決します。

それでは

大平 正芳君 保科善四郎君

山本 正一君

を理事に指名いたします。

○山本委員長 次に、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。河野国務大臣。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「の業務及び」を「、公庫（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条の公庫をいう。）、日本住宅公団、愛知用水公団及び農地開発機械公団の業務、法令の規定により国が資本金の二分の一以上を出資する業務がある法人で政令で指定するものの業務並びに」に改める。

第七条第二項中「十五人」を「二十人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する

外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により差く場合を含む。）の規定の昭和三十年における適用については、同項中「百分の二百」とあるのは、「百分の百五十をこえ百分の二百をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」と読み替えるものとする。

3 昭和三十年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができ。

○河野国務大臣 ただいま議題となりました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の提案の理由並びにその概要について御説明申し上げます。

まず第一に、監察に關連して調査を行つ対象の範囲の拡張について申し上げます。

現在、行政監察においては、国の行政機関の業務について監察するとともに、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の業務並びに国の委任または補助にかかる業務について、監察に關連して調査を行うこととなつてゐるわけですが、このほかにも公庫、公団等特殊の法人は、あるいは公

国の巨額の資金を運用し、あるいは公共性のきわめて強い事業を行う等、その業務は重要でありますので、これらに対し必要な調査を行い、その適正を期する必要があると見做す。

よつて第二条第十二号を改め、新たに国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫の四公庫、日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団の三公団及び法令の規定により国が資本金の二分の一以上を出資する業務がある法人で、政令で指定するものの業務についても、関係行政機関の監察に關連して調査を行うことができることとしたのであります。

次に行政審議会の委員の定数を増加することについて申し上げます。

政府におきましては、新内閣の重要政策の一つとして、行政機構の改革を強力に遂行する所存であります。これがためには一そう広く各界の公正なる意見を多くみ入れて、慎重に検討し、もつて、簡素能率的にして、国民に親しまれる機構に改めたいと考えてあります。つきましては、当庁の諮問機関である行政審議会の委員の定数を五人増員して二十人以上と改め、もつて、右に申し述べた要請にこたへるとともに、当行政管理庁の重要施策に資したいと考えております。

以上が今回の改正法律案を提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまし

て、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

国家公務員に對しましては、夏季及び年末にそれぞれ期末手当及び勤勉手当が支給されておりますが、最近における民間給与、生計費その他給与に關係ある諸条件を考慮いたしました結果、年末に支給される手当につき若干の増額が必要であると認められるに至りました。

そこで、財政その他の事情をも考慮の上、本年七月十六日付の人事院勧告を尊重し、十二月十五日に支給する手当につきまして、期末手当の額を〇・二五月份増額して一月分とし、勤勉手当とあわせて合計一・五月份を支給することとした次第であります。

しかしながら、これが実施につきましてはかなりの財源を必要といたしますので、財源捻出について慎重検討をいたしました結果、昭和三十年におきましては、特例措置を講ずることにはいたしませんでした。すなわち、本改正法律案により増額せられることとなる部分につきましては、既定経費の節約及び必要ある場合には既定予算の移流用により、各庁の長が予算の範囲内で定める割合により支給することとしたしました。

以上が本法律案を提案する理由並びに内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。○山本委員長 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する質疑は次会に譲ります。

て質疑に入りたいと存じます。通告がありますので、順次これを許します。田原君。

○田原委員 十二月七日の閣議で国家公務員等に対する手当の増額支給についてという決定がなされておられると思うのであります。その中において第三項目に「地方公務員に対し、昭和三十年末に支給される手当を国家公務員の場合に準じ増額支給する場合にも、これに必要な財源の捻出は前記一の二に準ずることとする。ただし義務教育費国庫負担分の増額分については将来財源措置を講ずること。」という決定があると思ふのですが、これの内容をもう少し説明していただきたい。

○大山説明員 地方公務員に對します措置につきましては、なお詳細につきましては自治庁の方から御説明申し上げますが、一応私から御説明申し上げます。ここに書かれてあります閣議決定の趣旨は、地方公務員に對しますの期末手当につきましては、地方でそれぞれ自主的に措置するわけでございます。その場合に国家公務員の場合と同じように、地方でそれぞれ節約あるいは予算の移用、流用によつて、できる限り期末手当を増額支給するという趣旨であります。ただ義務教育費の国庫負担分につきましては、国がこれを支出する義務がございますので、既定予算の範囲内でまかない得ない場合には、将来においてこれが財源措置を講ずる必要がある、そういう趣旨でございます。

○田原委員 地方で自主的に措置せよ、節約または予算の技術上のやりくりをやりというのでありますが、御承

知のように、地方庁の財源の逼迫したことはこの間からも数次の大会や会合等によつてわかつておられると思ひます。従つて中央の国家公務員に對して〇・二五という増額が決定すれば、当然地方公務員に對する財源措置についても政府は何とか考へてやらなければならぬ。その地方だけにまかすということは實際上不可能になると思ひます。この点について、自治庁の政府委員が来ておられるようでありますから、地方公務員に對する手当、實際地方庁の予算のやりくりでなくできる方法、すなわち中央政府からの財源措置をしてやるといふことについて具体案があるかどうか、伺いたい。

○河野國務大臣 私から便宜お答えいたします。足りないところは政府委員に補足していただきます。今田原さんから御尋ねでございますが、私は地方庁の現在の財政事情が非常に赤字になつておることは十分承知いたしておりますが、何しろ地方は中央と同様に一兆に近い予算を運用しておるわけでありまして、従つてこの運用しておられる予算の中には、中央に對して相當の節約が可能であると同様に節約が私は可能だと思ふのであります。一方に於いて赤字があるということ、既定予算を節約するということとはおのずから別のことでございまして、予算の運用に當つてこれが節約ができれば、ないという気持を私は持つておつて、地方庁のそれぞれの為政者諸君には十分にそれらの点について御考慮をお願いしたい。初めから地方は赤字財政になつておるから金がないのだという建前ではとりたくない。赤字は赤字、一方において事業を遂行し、相當の予

算を地方が運用しておられることは事實でございますから、この運用しておられる一兆の予算の中から中央と同様な意味合いにおいて、公務員諸君の今日の現状を考へてみれば相當に私は節約ができる、節約すべきだという信念に立つて、今回担当大臣としてこの案を考へたわけでございます。しかしそれは申しまして、部分的に非常に悪い点があるというものについては、これは当然中央に對して考へてやらなければいかぬという立場に立つて私はこの案を支持したい、こう考へておるわけでありまして。

○田原委員 ちやうど地方が予算の節約や予算技術上のいろいろな考慮を払ふことは當然のことであつて、われわれはそれでもなおできないほど窮乏な状態におられる場合において、どう中央政府からの特別の考慮をしてもらうかという点を質問しておるのです。すなわちたとえば短期融資なら短期融資ということに對しても、暫定的にしても政府が元金の保証をするとか、何かやりくりをしてやらなければ、地方は地方で節約してやりくりをしなさいというだけではなかなか地方はできないと思ふ。これに對してただ今のような、地方が適宜にやれということだけではできないと思ひますから、もう少しできるような特別の考慮をする用意があるかどうか、ちやうと御説明願ひたい。

○河野國務大臣 ただいま申し上げましたように、地方と申しましては都道府県から市町村、それぞれの予算の運用をいたしております各機関において、どうしても節約をする余地がない、できないというものにつきましては、ここにも書いてありますように、

短期の融資をして、そうしてしばしば政府が考へております通りに、明年度において地方財政の根本的建て直しをするの際にこれを考慮することにしたしまして、それまでは短期融資をもつてこれに充てていくように指定処置をしてもらいたい、こういう立場をとつておるわけでありまして。

○田原委員 自治庁側のこれに對する見解はどうですか。

○小林説明員 今河野大臣からおつした通りであります。

○森(三)委員 関連ですが、きのうの本会議で太田自治庁長官は、この地方公務員の期末手当に關しましては、やはり財源的な措置をする、政府が責任をもつてやるということをお明確に言つておられたやうです。これは河野さんはきのうおられなかつたかも知れませんが、大蔵大臣とそれから自治庁長官が、地方財政の確立の法案の審議のときに本会議場で答弁されたので、それに對してあなたはどういうようにお考へになつておられますか。ただ節約してやれやれといつて言ひつぱなしではできないものではありませんか。

○河野國務大臣 今申し上げました通りに、節約のできるところは節約してやつてもらいたい。それは今申し上げた通り、都道府県、市町村で節約できないところがあるでしょう。あるでしょうと考へますから、政府はこれについて一時融資の道を講ずる、こういうふうにつけ加えてあるのでございます。一切中央は見えないという建前はとつておらないのでございます。御説の通り、やろうとしても節約による余地もないといふところのあることも一部わ

かりますから、その地方についてはそういうふうにするべきであつて、しかし初めから都道府県、市町村全部融資の道を講ずるんだ、府県の財政は悪いんだからという建前はとつておりませんといふことを、明確に申し上げておきたいと思ふのであつて、第一次はどこまでも節約によつてやつてもらふんだ、しかしその節約の余地のないところについては、中央に對して融資の道を講ずるんだといふふうに考へておるわけでございます。

○森(三)委員 表面から聞けば、節約といふことをあなたが言つておられるのは、當りさまの話に聞かせるのですが、しかし実際は、地方財政は五百六十億も赤字があつて、今度法律によつて、わずか百六十億といふものを政府から一時交付税の形で出しますけれども、足りないことははつきりわかつておるのだから、河野さんが節約節約と言われるのは表面上の話であつて、あなた自身も足りないことは百も御存じだ。それと同時に、節約できないところは政府が短期融資をするといふところは政府が短期融資をするといふ言ひが、短期融資をしてやつても、結局償還できないといふことは明らかなんです。それに對するところの最終的な責任といふものは、今からあなたに明確にされておかなければならぬ。ただ貸してやるというふうな觀念では私は納得できないと思ふのです。それが、それに對するあなたの責任と、それから自治庁の見解を聞きたいと思ひます。

○河野國務大臣 先ほど私が申し上げました通り、借金があるといふことは節約ができる対象があるといふことは別だと私は思ふのであります。借金が

あるという事は私も承知いたしました。しかし一兆前後の予算を運用しておるといふことは事実でございます。これは中央も同じであります。それだけの予算を使って運用しておるのだから、節約の対象になるものが一兆あるんだ、この節約の対象になるものがある以上は、その中から節約ができるじゃないか、それから節約しようとしてもできない分については別途考慮しようということ、私はその点は御了解を願いたいと思ひます。ただ五百億の借金があるから、借金のあるところから金をもつとほれといつても出るわけはないじゃないかという議論は私はとれません。借金は借金であります。しかし仕事は一兆の仕事をしてい

るのですから、その仕事している中から節約してもらいたい、こういうふうな考えの通り、中央と違つて五百億からの借金をしつておりますから、十分詰めるところは詰めてあるのだという事はもちろんです。それから、詰めるにも詰めるのなにと、これは融資もいたしなう、こうつてある。しからばその融資についてはどうだといへば、明年度において地方財政の根本的の立て直しをするのだから、その際にまとめて考えましよう、こういうことでございませう。

○小林説明員 自治庁といたしまして、今河野大臣がおつしやいました通り、とりあへずどうしてもやむを得ないものにつぎまして融資の道を講ずることになつたとして、その始末はおそくとも三十一年度の財政計画その他において穴埋めするように極力努力したい。またその前に本年度にできるものならその措置を講ずるよう努力したい。きのう自治庁長官が本会議でおつしやつたのはそういう趣旨だと心得ております。

○森(三)委員 それは結局、節約はいずれの場合でも必要な措置であるから、河野大臣が十分その意を体しつて、結局地方財政は行き詰まつてゐるが、しかし行き詰まつてゐる中にも節約に努めるべきだということ、これは理論上言えないことではないと思ひます。その後の財政措置に對しまして、明年度以降に於いて、ほんとうに政府が真剣な、責任をもつてやるといふ考へに立つて、至急財政的な措置をしていただきたい、このように私は希望いたしておきます。

○田原委員 この問題についてはもう少し掘り下げて聞きたい点もあるから、大蔵大臣、自治庁長官、法務大臣を至急呼んでもらつてお願いいたします。

○山本委員 ちよつと速記をとめて下さい。

○山本委員 速記を始めて下さい。

午後二時三十分休憩
午前十一時十分休憩
午後二時三十分開議

ののは、地方公務員に對するところの財政的な裏づけであります。それについては、先ほど給与担当の河野大臣並びに自治庁当局からも、財政上の措置については、第一に経費の節約によつてまかなう、それでできない場合は、政府は財政上の裏づけをしようといひますけれども、私も、すでに地方の各自自治体は、非常な財政上の窮乏によつて五百六十億という赤字ができておることは、明確にわかつておるわけでありませう。そこで地方財政の裏づけとして百六十億の国家予算の裏づけをしたのでありますが、とにかく窮乏していることは明確なものであつて、法的に裏づけのない地方公務員の期末手当の問題については、政府はただお座なりの答弁ではなくして、地方公務員に對する期末手当の支給並びにその後の財政的な措置については、地方自治体の将来を十分保証していただきたいと思ひます。そのことについて河野大臣並びに自治庁当局からも一応の答弁はありましたが、自治庁長官は出席されなかつたけれども、幸い早川政務次官が出席されておりますから、政務次官もこれについては十分御注意のほどもあると思ひますので、特

に私は発言をして、答弁を求める次第であります。

○早川政務次官 ただいま森委員の御質問について、私は二つの観点から御答弁申し上げます。

一つは、閣議決定のあの線は、理論的に言へば、地方自治体もあの線にいかざるを得ないかと私は思ひます。なぜならば、国家においても予算措置をやらなうで財源を捻出する。地方においてもそうしろというのですが、御

案内のように、地方団体にも二種類ありまして、東京のように国家公務員の所掌官庁と変らない財源措置ができる自治体がございます。こういった不交付団体に關する限りは、私はあの閣議決定の線の通り、理論的にも實際的にもやるべきだと思ひます。ただ問題は兵庫縣とか、あるいは京都府とか、その他赤字の原因はいろいろございませうが、地方自治体自身があまりたくさん赤字を作つたりして、放漫財政のため

に赤字になつたところもございませうが、原因は別といたしまして、現実の問題としては、給料を払ふのに精一ぱいといふところに対しては、庁費の節約、あるいは旅費、物件費の節約といふことは当然やるべきでございませうが、そこに限度がある。そこでそういうところに対しては、さしあたり短期の融資を認めるというのが閣議決定の線でございますが、しからばその財源措置をどうするかということに關しましては、太田長官も言われましたように、できれば年度末の補正予算、あるいは自然増収が出るかも知れませう。しかし現在では出てこないという建前になつてゐる。またそうできない場合には、三十一年度の本格的な地方財政の再検討を目下やつておりますので、そのときに考慮をいたしたい。従つてこれは大蔵當局とも関連あることでございませうから、自治庁といたしましては、何とか捻出するよう努力をいたしたいと考えてゐるわけでありませう。

ただもう一つの観点は、これはあくまで自治体でございませうから、あの法律では〇・二五増額を限度としてとなつておりまして、自治体自身がどうするか、これはわれわれの関与し得ざ

るところなうで、その点は自治体御自身の判断ということ、われわれは注目しているのではありません。従つて現段階においては、昭和三十年にできればけつこり、できない場合においては、三十一年度の根本的財政立て直しのときに考慮してもらふように、せつかく自治庁としては努力をしてゐる段階でありますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○森(三)委員 今政務次官から御答弁がありました。ところが自治庁の自主性にもよるわけでありませう。一応国家公務員の期末手当について増額の法律案が通過し、また国会においてもその予算措置をするわけでありませう。私も地方公務員においても一応〇・二五の増額は基本的に認めなければならぬ。そうしますと、その財政的な措置が問題になつてくるのであります。御承知の通り期末手当の支払い期日は十二月十五日ということになつております。国家公務員には、この法律案並びに予算案が通れば、一斉に支払ひが可能になつておりますが、地方公務員の場合においては、従来国会でそういう方針がきめられまして、あるいはまた地方自治体が〇・二五なら〇・二五の予算措置をしなうと思つて自治庁当局に要求いたしまして、非常に事務が滞つてゐます。自治庁当局の処置が緩慢であつて、国会が決定したところの根本的な財政上の措置というものが非常におくれる場合がしばしばあるわけでありませう。よく地方に傳つて聞かれるのでありますが、国会の審議の模様はどうだつた。そこでわれわれは国会では、もうすでに委員会においては、自治庁当局

ののは、地方公務員に對するところの財政的な裏づけであります。それについては、先ほど給与担当の河野大臣並びに自治庁当局からも、財政上の措置については、第一に経費の節約によつてまかなう、それでできない場合は、政府は財政上の裏づけをしようといひますけれども、私も、すでに地方の各自自治体は、非常な財政上の窮乏によつて五百六十億という赤字ができておることは、明確にわかつておるわけでありませう。そこで地方財政の裏づけとして百六十億の国家予算の裏づけをしたのでありますが、とにかく窮乏していることは明確なものであつて、法的に裏づけのない地方公務員の期末手当の問題については、政府はただお座なりの答弁ではなくして、地方公務員に對する期末手当の支給並びにその後の財政的な措置については、地方自治体の将来を十分保証していただきたいと思ひます。そのことについて河野大臣並びに自治庁当局からも一応の答弁はありましたが、自治庁長官は出席されなかつたけれども、幸い早川政務次官が出席されておりますから、政務次官もこれについては十分御注意のほどもあると思ひますので、特

に私は発言をして、答弁を求める次第であります。

○早川政務次官 ただいま森委員の御質問について、私は二つの観点から御答弁申し上げます。

一つは、閣議決定のあの線は、理論的に言へば、地方自治体もあの線にいかざるを得ないかと私は思ひます。なぜならば、国家においても予算措置をやらなうで財源を捻出する。地方においてもそうしろというのですが、御

案内のように、地方団体にも二種類ありまして、東京のように国家公務員の所掌官庁と変らない財源措置ができる自治体がございます。こういった不交付団体に關する限りは、私はあの閣議決定の線の通り、理論的にも實際的にもやるべきだと思ひます。ただ問題は兵庫縣とか、あるいは京都府とか、その他赤字の原因はいろいろございませうが、地方自治体自身があまりたくさん赤字を作つたりして、放漫財政のため

に赤字になつたところもございませうが、原因は別といたしまして、現実の問題としては、給料を払ふのに精一ぱいといふところに対しては、庁費の節約、あるいは旅費、物件費の節約といふことは当然やるべきでございませうが、そこに限度がある。そこでそういうところに対しては、さしあたり短期の融資を認めるというのが閣議決定の線でございますが、しからばその財源措置をどうするかということに關しましては、太田長官も言われましたように、できれば年度末の補正予算、あるいは自然増収が出るかも知れませう。しかし現在では出てこないという建前になつてゐる。またそうできない場合には、三十一年度の本格的な地方財政の再検討を目下やつておりますので、そのときに考慮をいたしたい。従つてこれは大蔵當局とも関連あることでございませうから、自治庁といたしましては、何とか捻出するよう努力をいたしたいと考えてゐるわけでありませう。

ただもう一つの観点は、これはあくまで自治体でございませうから、あの法律では〇・二五増額を限度としてとなつておりまして、自治体自身がどうするか、これはわれわれの関与し得ざ

として地方の要求があれば財政的な措置というものはちゃんとできることになつてゐるんだとこのように答へてしまふが、しかし実際には、各地方団体が自治庁に対して要請しても非常におくれない。あるいはまたそれが徹底せずして、未解決のまま流れてしまつておるといふような場合もあるわけでありませう。そこで私は、この際政務次官は特に、そういうことのないようにほんとうに留意していただかなければ、国会のわれわれの趣旨というものが地方自治団体に徹底しない場合がしばしばあつて、まことに遺憾に思ふのであります。これについて政務次官はどういうような御決意でおられるか、あらためてお尋ねしたいと思ひます。

○早川政府委員 地方自治の建前上、国家が官選知事その他の場合のように、命令をしまはたは勧告するといふわけには参りませんが、地方公務員法、教育公務員特例法、警察法等を読みますと、国の国家公務員その他一般の事業会社等の給与を勧告し尊重して、俸給給料問題を考へなければならぬといふ建前になつておりますので、各自自治体が自己の財政状況をにらんで当然これは尊重するような期待を、われわれは表明しておるのでございます。ただ御承知のように、自治庁は、かつての内務省のように勧告も命令もできません。その点は間接的な勧告という程度でとどめざるを得ないことは一つ御了承願ひたいと思ひます。

○山本委員長 ほかには御質疑はございませうか。なければこれにて質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。保科君。

○保科委員 最近における民間給与あるいは生活費そのほか、給与に關係あるところの諸条件を考慮いたしますと、政府が提案されましたこの改正法律案は適當であると考えます。ただし地方公務員に対する財源に關しましては、しばしば政府当局が言明されました通り、その節約でもつてできない部分の財源の措置に關しては、必ずその言明通り実行されんことを期待いたしまして賛成するものであります。

○山本委員長 森君。

○森(三)委員 私は社会党を代表いたしますして、本法案に賛成するものであります。

しかしながら先ほど来しばしば申し上げましたように、地方公務員に對しましてははつきりしたところの財源といふものを國家が保障することになつておりません。従ひまして自治庁当局並びに大蔵當局はこの法案の趣旨を十分に体されて、地方公務員に對しても、期末手当の支払いについて期日が非常にずれまじたり、あるいはまたその財政上の裏づけができないことのないようにしていただかなければならぬと思ふ。従来の例から申しますと、この趣旨が地方自治体に徹底をしない。あるいはまた自治庁當局あるいは大蔵當局に財政上の措置を要望いたしましても、非常に誠意を欠いたような措置に出られる場合がしばしばあつたのであります。私も今後そういう遺憾な措置がなされることを非常におそれまして、できれば本法案の附帯決議として、地方公務員に對する期末手当の財源措置をすみやかにしなければならぬといふような趣旨のことも、実はつけたいて考へておつたのであります。

が、一応けさ河野長官並びに自治庁當局の答へを求めまして、政府はこれに對する裏づけは責任を持つてやるんだといふような答へもありました。ただいままた早川政務次官の答へもありました。私が、私も本法案の通過に當りまして、政府は必ず責任あるところの財政上の裏づけをすみやかにする、地方自治体から要求があれば必ずするよりにといふことを強く要望をいたしまして、本法案に賛成するものであります。

○山本委員長 これにて討論は終結いたしました。

これより本案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○山本委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 なければ、さよう決します。

○山本委員長 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案について、田原君より発言を求められております。これを許します。田原君。

○田原委員 審議の都合上、次の資料をすみやかに委員長から行政管理庁に要求してもらひたい。それは、國が資本金の二分の一以上を出資しておる法人の名称、出資の総額、それから政府の出資額及び事業内容等を至急に資料として出してもらひたい。第二点は、

二分の一以下の出資をしておる法人があれば、これもぜひ同様の項目についての資料を出してもらひたい。第三点は、これらの、たとえば國民金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫及び日本輸出銀行等の主要なる貸付先の状況を調査できれば、これを報告として出してもらひたい。以上でございます。

○山本委員長 ただいま田原君より御要求のありました資料につきましては、當局に對してその提出方を求めることにいたします。さよう御了承願ひます。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散會いたします。

午後二時四十九分散會

〔参照〕

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年十二月十三日印刷

昭和三十年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局